



波紋

2013・6・12

はもん VOL. 4

障害者権利条約の批准と完全実施を旨とする京都実行委員会

「差別解消推進法案」を詠む

「障害者差別解消推進法（案）」が国会に上程された。「この差別禁止法は無くなるのではないか」「秋の国会で採決されるのではないか」……など、私たちの憶測をまるで見透かしたような形で、ついには「この5月中に可決してしまうのではないか」と言う情報までが入ってきました。

法律案の中身について、時間をかけて運動をしようとしていた私たちの出ばなをくじかれ、完全に振り回される結果となってしまおうようです。この「はもん」4号が出るころには、国会を通過してしまっているのかも知れません。

さて、中身についてですが、すでに皆様もご存じのことですが、全6章（総則＝目的、定義、
国及び地方公共団体の意義、国民の義務、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ
合理的な配慮に関する環境の整備）（障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本
方針＝）（行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置＝
行政機関等における障害を理由とする差別の禁止、事業者における障害を理由とする差別
の禁止、国等職員対応要領、地方公共団体等職員対応要領、事業者のための対応指針、
事業者による措置に関する特例）（障害を理由とする差別を解消するための支援措置＝相談
および紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動、情報の収集整理及び提供、障害者
差別解消支援地域協議会、協議会の事務等）（雑則）（罰則）（附則＝施行期日、検討）、
全26条と「附則」の構成で作られています。

その中で「この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり……、基本的人権を享有
する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する
……、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって
分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に
資することを目的とする。」とあります。

……ということは、障害者と非障害者の間で、「基本的人権」「個人としての尊厳」「尊厳に
ふさわしい生活の保障」「障害を理由とする差別の解消」「共生する社会の実現に資する」と

言うような言葉について、お互いに共通した理解を持たなければならないのではないだろうか。この法律は、明確に「差別の存在」を認めているし、「共生の実現はいまだ実現していない」ことを表現しています。さらに、一つの理想社会に向かって、行政機関も事業者も、差別を解消することについて一定の責任を持つべしとしているのです。

このように見ますと、あたかもすごく積極的な法律のようですが、「**障害を理由とする差別の解消**」^{しょうがい りゆう さべつ}に関して必要な施策を策定し、**およびこれを実施しなければならない**」「**政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針を定めなければならない**」^{せいふ しょうがい}ともあるように、その施策も基本方針もこれから考えるものであり、各省庁による施策策定および基本方針の定めは3年の期間内とされています。しかも、その施策が、私たちの意に沿ったものかどうかは、今日全く不明であることを考えると、この内容を決定するにあたっての私たちの動きによっても大きく左右されるであろうし、その働きかけもそれぞれの省庁へ向けなければならないエネルギーは膨大なものとなりそうです。

一方、「**内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者**」^{しょうがいしゃ}**その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会**^{しょうがいしゃせいさくいんかい}**の意見を聞かなければならない**」と示されていますが、その障害者政策委員会なる組織がどんなものになるかもこれからの課題です。

さらに今後の大きな課題になるのは、解消する（しなければならない）という差別、差別的取り扱い、合理的配慮の不提供であることの定義が、実は明らかでないことであり、そのガイドライン策定についても大きな議論となるであろう点です。

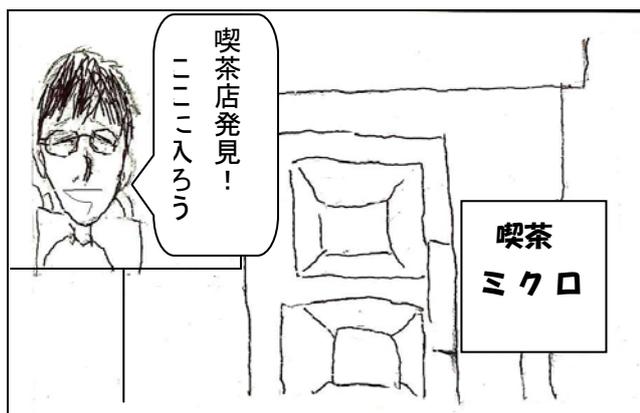
また、法律案には示されていないものの、京都での条例づくりを進めている私たちにとっての重要な点は、「**障害を理由とする差別の禁止に関する立法措置に係る主な論点と基本的な考え方**」^{しょうがい りゆう さべつ きんし かん りっぽう そち かかわ おも ろんてん きほんてき}について」という文章の中に、「※ **地方公共団体が地域の实情に即して、障害を理由とする差別に関する条例（いわゆる上乗せ・横出し条例を含む）を制定することは当然に可能であることから、本法が条例を拘束しない旨の規定は置かないが、その旨は地方公共団体に周知する。**」^{ちほうこうきょうだんたい ちいき じつじょう そく しょうがい りゆう さべつ かん じょうれい うわの よこだ じょうれい ふく とうぜん}と書かれている。

このことは、条例は法律を超える事は出来ないとわれてきたこれまでの在り方とも違い、法律に違反するものでなければ、条例の内容がこの法律よりも充実していることに問題は無いことを示している。私個人の思いからすれば、法律にない言葉がどれほどの効力を持つのかと言う点での不安は残るのですが、実効性を高める意味での今後の施策内容が限りなく良いものであれば、今後各地で制定されていくであろう条例の内容と繋がり、国内法の整備がまさに確固たるものになっていくことへの展望となる。

私たち「障害者権利条約の批准と完全実施を旨す京都実行委員会」は今、「差別禁止に関わる京都府条例」の制定に向けて連日奮闘している。差別解消推進法を超える充実した内容の条文化が実現するまで奮闘し、さらにまた、その条例が「差別の無い住み良い京都の街づくり」に貢献するものであることを確信するものです。

(事務局長 矢吹)

「とある地下街にて～名は体をあらわす～」



下林 慶史

【団体紹介】

NPO法人 京都難病連

所在地 〒602-8143 京都市上京区堀川通丸太町下る 京都社会福祉会館 4F

TEL・FAX 075 (822) 2691

E-メール k-nanren@mbox.kyoto-inet.or.jp

加盟 15 団体、会員約 3700 名

事務局員 2 名、

相談員：看護師、社会福祉士、難病専門医

京都難病連は 1974 年、京都スモンの会とベイチェット病友の会の呼びかけにより 7 つの患者会が集まって結成、情報交換や交流、病気の原因究明や治療法の確立、医療費の自己負担の軽減など共通の目的のために活動を開始。

1980 年、NHK 歳末助け合い募金の特別配分を受け「難病相談センター」を開設、“ひとりぼっちの難病患者をなくそう” をスローガンに患者・家族への相談活動を開始。

1998 年、「難病医療講演・相談会」事業を開始。疾患別の医療講演相談会を年間約 15 回開催。専門医による病気の正しい知識の普及とセカンドピニオン、同病患者の交流、ピアサポート等を実施している。

上記事業の他、総合的な難病対策の早期確立を求める国会請願、及び京都府、京都市に対する要望活動などの患者運動を行っている。



<コラム>乙武さん入店拒否問題に思う

ご存知の方もおられるだろうか。著書『五体不満足』で知られる乙武洋匡（おとたけ・ひろただ）さんがツイッターで書いた事件を機に、ネットで論争がまきおこった。

5月某日、乙武さんは銀座のレストランで入店を拒否された。店は階段でしか行けない2階。乙武さんは、車いすは下に置いて、自分の体を抱えて階段をあがってもらおうとした。が、店側は一切の対応を拒否。憤慨した乙武さんは帰宅後、店名を含めツイッターで発信した。店側は後で「事前に連絡を頂けるものと思っていた」と釈明、謝罪。

ネットでは乙武さんへの共感もあった一方、すさまじい乙武批判が起こった。「車いすで行くことを事前に連絡しなかったのが悪い」「店名を晒すなんて」等等...

車いすユーザーが悔しい思いをさせられるのを横で見てきた私は、どうしても店の方に腹をたてるし、乙武さんが憤慨するのも当然だと思う。どうしたら入店できるか一緒に考え、どうしても無理なら謝るしかないが、この店はそれも怠った。

しかしこの店が特別なわけではない。同様の店はいくらでもある。店の人は車いすユーザーと接点がなかったのだろう。だが知らなかったなら知ればいいし、態度を改めればいい。実際、当事者があきらめずに街に出てきたおかげで、対応が良くなったお店は少なくない。当事者はバリアにぶちあたりながら、1ミリずつ社会を変えてきたのだ。

ネット上の議論を読んでいて「車いすの人は事前に連絡すべき」という意見が多かったのには閉口した。そう書く人は、自分がやすやすと享受している権利（ぶらぶらして気に入った店に入る等）を他者に禁じて平気なのだろうか。ただ、そう書いている人も障害者と「同級生、友達」等の関係を結ぶ機会を奪われてきた人かもしれない。

障害者差別解消法案が国会を通過しようとしており、京都府条例を作る動きも進んでいる。だが残念ながら一般の人々、府民にほとんど知られていない。障害者団体発のニュースが届かない多くの一般市民が、今回乙武さんのニュースには飛びついたようだ。

ネットではもちろん、彼を叩いている人ばかりではない。論争の中でまっとうな意見や正確な情報を示す人たちも出てきたし、真剣に考えた人も少なくなかったようだ。

なぜ入店を拒否してはならないのか？ どういう対応策があるのか？ 致し方ない場合は？ 法律はどうなってる？...こういったことを初めて知って考えた人が大勢いるなら、乙武さんの起こした行動には十分に意味がある。辛抱強く一般の人たちに伝え、対話していくことが、今後私たちにとってもいっそう重要になるだろう。（事務局 M）

「はもん～波紋～」 Vol.4 2013・6・12

障害者権利条約の批准と完全実施をめぐり京都実行委員会

連絡先：601-8036 京都市南区東九条松田町28

メゾングラス京都十条101 JCIL気付

TEL 075-671-8484 FAX 075-671-8418

Email icil@cream.plala.or.jp